

吸収合併に係る事後開示書面

(合併存続法人)

岐阜県岐阜市藪田南五丁目 1 4 番 5 3 号
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 中島 守 (公印省略)

当法人 (以下「甲」といいます。) は、平成 30 年 10 月 17 日付で公益財団法人岐阜県研究開発財団 (以下「乙」といいます。) と締結した合併契約書に基づき、平成 31 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続法人とし、乙を吸収合併消滅法人とする吸収合併を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 253 条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 80 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日
 - ・平成 31 年 4 月 1 日
2. 吸収合併消滅法人における債権者の異議に関する手続の経過
 - ・乙は、平成 31 年 2 月 15 日付で官報に公告を行うとともに、平成 31 年 2 月 14 日付で知れている債権者に対し各別の催告(別添 1)を行いました。期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続法人における債権者の異議に関する手続の経過
 - ・甲は、平成 31 年 2 月 15 日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告(別添 2)を行いました。期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人から承継した重要な権利義務に関する事項
 - ・甲は、本合併契約の効力発生日である平成 31 年 4 月 1 日をもって、その資産、負債その他の権利義務の一切を、乙から承継いたしました。
5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 246 条第 1 項の規定により吸収合併消滅法人が備え置いた書面に記載された事項
 - ・別添 3 のとおりです。
6. 吸収合併による変更の登記をした日
 - ・平成 31 年 4 月 12 日 (予定)
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項
 - ・該当事項はありません

以 上

催 告 書

債権者各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび公益財団法人岐阜県研究開発財団（以下「当財団」という。）は、平成31年4月1日をもって、岐阜市藪田南5丁目14番53号公益財団法人岐阜県産業経済振興センターを存続法人として吸収合併し、当財団は解散することとなりました。

つきましては、この合併にご異議がございましたら、平成31年3月22日までに、その旨をお申し出下さい。

なお、当法人の最終の貸借対照表は次のとおり公告しております。

記

掲載紙	官報（号外第29号）
掲載の日付	平成31年2月15日
掲載ページ	94ページ

以上、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第248条の規定により催告致します。

平成31年2月14日

各務原市テクノプラザ一丁目1番地
公益財団法人岐阜県研究開発財団
代表理事 堀 部 哲



合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十一年四月一日であり、甲の評議員会の承認決議は平成三十一年三月三十一日に予定しており、乙の評議員会の承認決議は平成三十一年三月六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、平成三十一年三月二十二日までに申し出下さい。

なお、両法人の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

平成三十一年二月十五日

岐阜県岐阜市藪田南五丁目一四番五三号

(甲) 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

理事長 松井 博

岐阜県各務原市テクノプラザ一丁目一番地

(乙) 公益財団法人岐阜県研究開発財団

理事長 堀部 哲

第24期決算公告

平成31年2月15日

岐阜県各務原市テクノプラザ一丁目1番地

公益財団法人岐阜県研究開発財団

理事長 堀部 哲

貸借対照表の要旨

(平成30年3月31日現在) (単位：千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	38,106
	固定資産	12,681
	合計	50,787
負債財産及びの正部	流動負債	38,819
	負債合計	38,819
	指定正味財産	12,500
	一般正味財産	△ 532
	正味財産合計	11,968
	合計	50,787

第48期決算公告

平成31年2月15日

岐阜県岐阜市藪田南五丁目14番53号

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

理事長 松井 博

貸借対照表の要旨

(平成30年3月31日現在) (単位：千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	2,130,120
	固定資産	15,740,401
	合計	17,870,521
負債財産及びの正部	流動負債	3,842,386
	固定負債	5,645,697
	負債合計	9,488,084
	指定正味財産	8,917,001
	一般正味財産	△ 534,563
	正味財産合計	8,382,438
	合計	17,870,521

別添2にかかる電子公告調査結果

管理番号: C9545-190325-0901

作成日: 2019年03月25日

法務大臣登録 電子公告調査機関

鹿児島市宮之浦町941番地1

日本公告調査株式会社

代表取締役 白坂三郎



電子公告調査結果通知書

1. 調査内容

会社法人番号	2000-05-011503
商号または名称	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
本店または主たる事務所の所在地	岐阜市藪田南5-14-53
代表者氏名	松井 博
登記アドレス	http://www.gpc-gifu.or.jp/
公告名称	合併公告
公告すべき内容を規定した法令の条項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第252条第3項
公告アドレス	http://www.gpc-gifu.or.jp/center/keiei/H30/gappeikoukoku.pdf
公告掲載期間	2019年02月15日 ~ 2019年03月22日 (36日間)

2. 調査結果

確認項目	最終調査日時	調査員氏名	結果
登記アドレスから公告アドレスまでのリンクが切れていないこと	2019/02/15 23:30:00	栗脇昌博	○
誰でも無償で公告情報を閲覧できること	2019/02/15 23:30:00	栗脇昌博	○
情報登録やパスワードの入力等が公告情報の閲覧に必要なこと	2019/02/15 23:30:00	栗脇昌博	○

公告掲載時間	864時間 (36日間)	*1 公告中断推計時間は、「受信不可」または「比較不一致」の回の前後4時間を算出 *2 小数点第3位を四捨五入
公告中断推計時間	0時間 (*1)	
推計中断率	0.00% (*2)	
特記事項		

吸収合併に係る事前開示書面

平成31年2月14日

(合併消滅法人) 公益財団法人岐阜県研究開発財団
理事長 堀部 哲 園



当法人は、吸収合併消滅法人として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第250条及び一般社団法人及び一般社団法人に関する法律施行規則第77条に基づき、下記のとおり開示いたします。

- 1 吸収合併契約の内容
「別紙1」のとおり
- 2 吸収合併存続法人の定款
「別紙2」のとおり
- 3 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項
 - ・最終事業年度に係る計算書類等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、事業報告、監査報告、会計監査報告）の内容
「別紙3」のとおり
 - ・最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容
該当事項はありません。
- 4 当法人についての次に掲げる事項
 - ・最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の法人財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容
該当事項はありません。
- 5 合併後における吸収合併存続法人の債務の履行の見込みに関する事項
両法人の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。
- 6 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更が生じた場合は、ただちに開示いたします。

以上

合併契約書

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下、「甲」という。）及び公益財団法人岐阜県研究開発財団（以下、「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

住所 岐阜県岐阜市藪田南五丁目14番53号

（2）吸収合併消滅法人

名称 公益財団法人岐阜県研究開発財団

住所 岐阜県各務原市テクノプラザ一丁目1番地

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、平成31年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じて必要がある場合には、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

（法人財産の引継ぎ）

第3条 乙は、平成31年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

（基本財産及び積立金の取り扱い）

第4条 甲及び乙の合併効力発生日前日の財産目録に記載された基本財産及び積立基金の取り扱いは、合併後の甲が適用する資金・基金管理に関する規程等に従うものとする。

（善管注意義務）

第5条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙は協議の上、これを行う。

（合併条件の変更等）

第6条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは事業運営に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の

上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

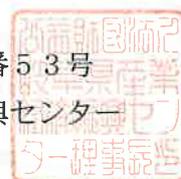
(本契約に定めのない事項)

第7条 本契約書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年10月17日

甲 岐阜県岐阜市藪田南五丁目14番53号
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 松井 博



乙 岐阜県各務原市テクノプラザ一丁目1番地
公益財団法人岐阜県研究開発財団
理事長 堀部 哲

